

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

| | | | |
|---|-----------------|--|-------------|
| 基金の名称 | | ワクチン生産体制等緊急整備事業 | |
| 基金設置法人名 | | 一般社団法人 新薬・未承認薬等研究開発支援センター | |
| 基金の額 | 今回造成額 | 475,000,000 | |
| | 造成完了時における残高 | 1,409,586,556 | |
| | (うち国費相当額) | 今回造成額 | 475,000,000 |
| | 造成完了時における残高 | 1,409,586,556 | |
| 基金事業等の概要 | | 1. ワクチン生産体制等緊急整備事業 2. 治療薬確保等事業 3. その他の事業(基金管理団体事務費) | |
| 基金事業等を終了する時期 | 新規採択の終了予定時期 | 令和6年3月31日 | |
| | 採択事業の最終的な終了予定時期 | 令和6年3月31日 | |
| | 基金の解散予定時期 | 令和6年3月31日 | |
| 基金事業等の目標 | | ワクチンの生産体制整備 ワクチン開発および供給の支援 バイオ医薬品の部素材の品質等評価支援 海外製造ワクチンの確保および供給準備 治療薬の確保および提供 | |
| 補助対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制 | | 生産体制整備事業においては、厚生労働省通知による交付基準額、申請期限に基づき、事業実施団体からの申請内容を当該団体が厚生労働省に申請した内容と照査し交付額を決定 治療薬確保等事業においては、厚生労働省の指示に基づき助成金を交付 | |
| その他の事項 | | | |